

令和8年度 保育認定(2号・3号)にかかる保育料(月額)

(保育所(園)、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)

※ 保育料の階層区分は児童の父母等(保育料算定対象者)の市民税額の合計により決定します。

- ・平成30年度から政令指定都市の市民税所得割額の税率が6%から8%へ変更となりましたが、**階層区分の決定は6%の税率を用いて算出します。**
- ・4月～8月は前年度の市民税額、9月～翌年3月は当年度の市民税額により決定しますので、同一年度中に保育料が増減することがあります。
- ・階層区分決定の基礎となる課税額は、税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除)を適用せずに算出します。
- ・児童の父母の市民税額の合計により決定するほか、同居の祖父母など父母以外の家計の主宰者の市民税額から決定する場合があります。

※ 年齢については、令和8年4月1日現在の年齢により決定します。

【単位:円】

階層区分			保育標準時間				保育短時間			
			3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児	
			第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)	第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)	第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)	第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)
生活保護世帯		A	0	0	0	0	0	0	0	0
市民税非課税世帯		B	0	0	0	0	0	0	0	0
市民税所得割非課税世帯		C1◎	0	0	4,110	2,050	0	0	4,040	2,020
市民税所得割課税額	48,600未満	C2◎	0	0	6,170	3,080	0	0	6,070	3,030
	51,500未満	D1◎	0	0	11,180	5,590	0	0	10,990	5,490
	56,600未満	D2◎	0	0	14,960	7,480	0	0	14,710	7,350
	74,000未満	D3◎及びD3*	0	0	18,840	9,420	0	0	18,520	9,260
	97,000未満	D4*及びD4	0	0	26,650	13,320	0	0	26,200	13,100
	112,000未満	D5	0	0	33,450	16,720	0	0	32,880	16,440
	132,000未満	D6	0	0	40,760	20,380	0	0	40,070	20,030
	169,000未満	D7	0	0	44,000	22,000	0	0	43,250	21,620
	203,800未満	D8	0	0	51,690	25,840	0	0	50,810	25,400
	301,000未満	D9	0	0	54,330	27,160	0	0	53,410	26,700
	397,000未満	D10	0	0	57,460	28,730	0	0	56,480	28,240
	480,000未満	D11	0	0	60,600	30,300	0	0	59,570	29,780
	671,800未満	D12	0	0	65,750	32,870	0	0	64,630	32,310
	671,800以上	D13	0	0	70,900	35,450	0	0	69,690	34,840

要保護世帯等									
市民税所得割非課税世帯		C1◎	0	0	2,050	0	0	0	2,020
市民税所得割課税額	48,600未満	C2◎	0	0	3,080	0	0	0	3,030
	51,500未満	D1◎	0	0	5,590	0	0	0	5,490
	56,600未満	D2◎	0	0	7,480	0	0	0	7,350
	74,000未満	D3◎及びD3*	0	0	9,000	0	0	0	9,000
	77,101未満	D4*	0	0	9,000	0	0	0	9,000
	77,101以上	D4～D13	要保護世帯等 以外の料金表と同じ						

【備考】

- 要保護世帯等(※)に該当し保育料算定対象者の市民税所得割課税額の合計が77,101円未満の世帯は、要保護世帯等の保育料が適用となります。
(※)要保護世帯等…ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳のいずれかの交付を受けた者、国民年金の障害基礎年金の受給者又は 特別児童扶養手当の支給対象児童が同一の世帯に属する者
- 保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合は、軽減対象施設の在籍の有無やきょうだいの年齢に関わらず、保育料は次のとおりとなります。
・最も年齢の高い児童(1人目)……基準額 ・次に年齢の高い児童(2人目)……半額 ・その他の児童(3人目以降)……無料
・原則、申請手続きは必要ありませんが、生計が同一で別居のきょうだいがいる場合や幼稚園等(※)を利用しているきょうだいがいる場合は別途届け出が毎年度必要となります。お手続きの詳細については、千葉市 HP をご確認ください。
(※)幼稚園等…幼稚園、特別支援学校幼稚園部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業(※認可保育園の一時預かり、プレ幼稚園、保育ルームは対象外です。)
- 課税額の算定に必要な書類の提出がない、市民税の申告がない等、**課税額の確認ができない場合は、最高階層(D13)にて保育料を決定します。**